

令和6年(2024年)度

学校防災計画

I	防災規定	1
II	防災組織	2
III	防災施設および管理点検	2
IV	防災避難訓練計画	3
V	自衛消防組織	3
VI	非常連絡網	3
VII	火元責任者	4
VIII	避難経路図 防災施設図	5

湖南省立石部中学校

〒520-3103

湖南省宝来坂四丁目3番1号

電話：0748-77-3781

FAX：0748-77-6802

I 防災規定

1 目的

石部中学校における災害の発生を未然に防止するとともに、災害が発生した場合に生徒の安全を図り、かつ災害の及ぶ範囲を出来る限り軽減するためにこの規定を設定する。

この計画書にいう災害とは、火災、震災、風水害、およびその他の危険ある災害を意味するものとする。

防災活動の主眼とするところをつぎのように定める。

- (1) 災害の発生を予防し、また災害による被害を最小に食い止めるために、常時適切な措置ならびに対策が講じられていること。
- (2) 災害の発生時においては、生徒を安全にその災害から避難させることを第一の防災活動の目的とし、災害の蔓延を防止、軽減ならびに消滅させるために生徒に防災活動従事をさせてはならない。
- (3) 原則として災害発生時には、生徒不在時においては全職員が、また生徒登校時においては生徒の避難誘導活動にあたる職員以外の職員ならびに生徒の避難誘導活動を完了した職員により、現場における災害の防止軽減消滅活動にあたるものとする。
- (4) 災害の発生にあたっては、学校長またはこれに代わる者が速やかに状況を判断して必要な関係諸機関への連絡をなし、協力を願うことを怠ってはならない。

2 予防措置

防災活動の目的が達成されるために、次に掲げる予防措置を常に行うことに努めること。

- (1) 常時校舎施設面の不備、破損、腐朽などに注意し、そのような状態が発見されれば市教育委員会に連絡をとりその完全が維持されるように努める
- (2) 全職員が定められた防災計画を熟知して、必要な措置がとれるように努力し、全生徒が適時・迅速・適切な統一ある行動をとりうるように常時訓練する。
- (3) 必要な連絡網を定め、全職員がこれを確認して適切な措置がとれるように防災体制を準備する。
- (4) 非常搬出物件とその所在および搬出順位とその方法を明示し、必要ある場合、適切な行動がとれるように準備する。

3 火災に対する防災措置

- (1) 火元、配電盤、戸外の焼却場その他の火気を使用する箇所の状況について、常時監視を怠らず、特に異常乾燥注意報の告知ある場合には巡視を厳重にする。
- (2) 地震等、他の災害ある場合、火災の発生のないように適切な措置を行う。
- (3) 火災の発生を感知した場合、次の防災活動を行う。
 - ① 小火にして容易に消火・鎮火しうると判断したときは、直ちにそれに必要な措置を行う。
 - ② 消火・鎮火困難と判断したときは、次のように行動する。
 - a 発見者は直ちに、放送・肉声により「〇〇より出火、全員直ちに運動場へ避難せよ」と全校に知らせ、非常ベルを鳴らす。
「緊急連絡。ただいま〇〇より出火しました。全員ただちに運動場に避難しなさい。」
 - b 火災発生連絡を受けた職員は、自衛消防組織に基づき、生徒の誘導・放送・連絡その他の防災活動にあたる。
 - c 職員室など外部との連絡方法のある場所より、**消防署 119番へ急報する。**
「石部中学校〇〇より火災発生。ただちに出勤願います。」
 - d 勤務時間外の場合には、非常連絡網により学校長、教頭、各職員に通報し、また教育長、市長（市の関係部局）へも通報する。

e 状況に応じて次の防災活動を行う。

防火戸を閉める 非常搬出物の搬出を行う

f 救援に到着した職員ならびに消防関係者に状況を正確に連絡し、防災活動が円滑かつ速やかに行われるようにする。

g 生徒の安全を確認し、事後の指導を徹底する。

(4) 防火施設の所在と処理方法および非常搬出方法は、年度はじめにこれを定め職員室に常掲する。

4 地震に対する防災措置

(1) 地震を感知した場合に屋内にいる者は、机下などの援護物下に身体を保護し状況によって屋外へ退避する。同様の指示を生徒にも与えること。

(2) 容易に屋外に退避できると判断される場合、および(1)の屋外退避の場合などでは、頭部の外傷などを防止するためにかばんなどで頭を被い、危害を防止する。

(3) 火元など火災の発生するおそれある場所への適切な措置を講ずること。

(4) 火災発生時や別命ある場合を除き、非常搬出は行わない。

5 風水害に対する防災措置

(1) 気象警報ならびに気象情報に留意して、次の事前措置を行う。

①生徒の登下校の安全確保および臨時休校に対する措置

②建物の安全防護に対する措置

II 防災組織

防災管理責任 → 防災管理 (校長) (教頭)	火元取り締まり責任……………別表 (VII 火元責任者)
	消火設備点検……………安全教育担当・教務
	電気設備・危険物点検……………教科主任
	警備設備点検……………安全教育担当・教務
	避難訓練計画……………学校防災教育担当 避難経路図点検整備……………各学年主任・担任 ・各教科主任

III 防災施設および管理点検

* 配置位置その他詳細は防災施設図を参照のこと

防 災 施 設	管理点検体制
1 屋内消火栓設備 …………… 2 3	1 学校安全の日 毎月15日
2 消火器 …………… 4 8	
3 自動火災報知設備 …………… 2 4	2 防火関係点検 消防署による立入検査(年1回)
4 防火シャッター …………… 9	3 電気関係点検 関西電気保安協会による点検
5 防火戸 …………… 3	
6 防火用水(プール) …………… 1	4 防火シャッター点検 年1回
7 誘導標識 …………… 2 1	

IV 防災避難訓練計画

1 訓練の目的

- (1) 火災、地震などの災害発生を想定した訓練を行い、緊急時における避難方法を確認するとともに、沈着冷静かつ安全で敏速な集団行動ができるよう訓練する。
- (2) 避難時になすべきことがらを生徒に理解させ、その内容や順序を身につけさせる。
- (3) 訓練結果を評価・反省し、今後の避難指導の改善に資する。

2 訓練の計画

年間2回（5－6月上旬・12月上旬ごろ）、火災ならびに地震を想定して行う。

V 自衛消防組織

消防隊長・本部 校長（教頭）

- 指揮係 …… 生徒指導主事
- 通報連絡係 …… 教頭・教務・事務
(職員室にいる職員があたる場合もある)
- 避難誘導係 …… 各学級担任(授業担当) 1階 () 2階 () 3階 ()
- 防護安全係 …… 学校防災教育担当 ()
- 救助係 …… 1階 () 2階 () 3階 ()
体育館 () 技術室 () ドリームホール ()
- 消火係 …… ()・()
- 応急救護係 …… ()
- 搬出係 …… ()・()

VI 非常連絡網

TEL 番号

- 甲賀広域行政組合湖南中央消防署《非常時119番》 …… 72-0119
- 甲賀広域行政組合湖南石部分署 …… 77-2119
- 甲賀警察署《110番》 …… 62-4155
- 石部交番 …… 77-2014
- セコム栗東支社 …… 077-553-9355
*問い合わせをする場合の顧客コード「66682」
- キョウプロ〔ガス保守点検〕 …… 72-0691
- 関西電気保安協会〔電気保安業務〕 …… 0748-23-3245
- 宮路電気設備管理事務所〔電気保安業務〕 …… 090-7961-1201
- 谷口商会〔防災機器保守点検〕 …… 72-1286
- 湖南省教育委員会・学校教育課 …… 77-7011
教育総務課 …… 77-7010
- 滋賀県教育委員会・幼小中教育課 …… 077-528-4660
- 湖南省立石部診療所 …… 77-4100
- 済生会病院（栗東） …… 077-552-1221

○消防用設備などの法定点検

点検対象	点 検 実 施 日			点検員
	外観点検	機能点検	総合点検	
消火器	8月6日	3月31日	3月31日	氏名 谷口商会 と点検保守契約を結び、 点検、整備を実施する。
自動火災報知設備	8月6日	3月31日	3月31日	
屋内消火栓設備	8月6日	3月31日	3月31日	
避難器具	8月6日	3月31日	3月31日	
誘導灯・誘導標識	8月6日	3月31日	3月31日	